

## シニア松塚 会則

- (名称) **第 1 条** 本会は、シニア松塚と称する。
- (事務所) **第 2 条** 本会の事務所は会長宅に置く。
- (目的) **第 3 条** 本会は会員相互の親睦と福祉の増進を図り、明るく豊かな生活を送る事を目的とする。
- (事業) **第 4 条** 本会は前条の目的達成するため次の事業を行う。  
1. 研修会、懇談会  
2. 趣味、娯楽、スポーツ  
3. 見学、旅行、など  
4. 地域社会との交流と共同行事  
5. その他本会の目的達成に必要な事業
- (会員の資格) **第 5 条** 本会の会員は松塚地区に在住する 60 歳以上の者とする。但し、前記の年齢に達しなくても、入会を希望すれば加入することが出来る。
- (会費) **第 6 条** 本会の会費は一人年額 1,000 円とする。但し、納入済み会費は返戻しない。また、各期 7 月 1 日以降の途中入会者の会費は、当該年度末 3 月までの月数×100 円の計算額とする。
- (入会) **第 7 条** 入会しようとする者は入会申込書を提出し、会費を納入する。
- (退会) **第 8 条** 次の場合は退会者として処理する。  
1. 退会の申出があったとき。  
2. 松塚地区外に転出したとき。  
3. 会費を納入しないとき。
- (役員と幹事) **第 9 条** 本会には次の役員と幹事を置く。  
1. 役員  
          会長  1 名  
          副会長                                      3 名  
          会計   1 名  
          書記  2 名  
          会計監査                                  2 名  
2. 幹事  若干名
- (役員と幹事の選出) **第 10 条** 役員と幹事の選出は次により行う。  
1. 幹事は会員の所属自治会単位で、会員数を考慮して会員の互選により選出する。  
2. 役員は幹事の互選による選出を原則とするが、会員から選出する場合もある。
- (役員と幹事の任期) **第 11 条** 役員と幹事の任期は 1 年とする。但し、再任は妨げない。なお、会長、副会長の内 1 名は次年度の相談役とする。
- (役員と幹事の職務) **第 12 条** 役員と幹事の職務は次のとおりとする。  
1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。  
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

3. 会計は本会の会計事務を行う。
4. 書記は会議の記録、広報などを行う。
5. 会計監査は本会の会計を監査する。
6. 幹事は役員会に出席し議事に参加する他、各区域の連絡業務等を担当する。

(会議) **第 13 条** 本会の会議は、総会、役員会とし、会長が招集する。  
 なお、会長は役員会にクラブの代表者の出席を必要に応じて要請することがある。

(総会) **第 14 条** 総会は定期総会と臨時総会とする。定期総会は年一回開催し、臨時総会は役員会で必要と認めたときに開催する。  
 総会は、会員の1/2以上の出席により成立し、出席会員の過半数の賛成をもって決するものとする。  
 総会は、自然災害等で対面によることが困難な特段の事由があるときは、書面によることができる。  
 また、総会には次の事項を付議する。

1. 事業報告、決算報告及び会計監査報告
2. 事業計画案及び予算案
3. 会則の改正
4. その他役員会で付議することを決めた事項。

(役員会) **第 15 条** 役員会は定期役員会と臨時役員会とする。定期役員会は月一回開催し、臨時役員会は会長が必要に応じて招集する。  
 また、役員会には次の事項を付議する。役員会は役員数の 2 / 3 以上の出席で成立するものとし、採決は出席役員数の過半数で行い、賛否同数の場合は会長が決定する。  
 また、緊急を要するとき、及び役員会を招集するまでないと会長が判断したときは、三役会(会長、副会長、会計)で決定し、事後役員会で報告する。

1. 総会に付議する事項
2. 事業計画の実施に関する事項
3. その他、会運営及び会の活動に関する事項

(会計と会計年度) **第 16 条** 本会は会費、助成金及び寄付金などをもって運営する。  
 会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(帳簿類) **第 17 条** 本会に次の帳簿類を備える。  
 1. 会則  
 2. 会員名簿  
 3. 会計簿  
 4. 役員会議事録  
 5. その他必要な書類

(連合会への加入) **第 18 条** 本会は、交野星友クラブ連合会に加入する。

(付則) **本会則は、**平成 14 年 11 月 30 日から実施する。  
 平成 15 年 4 月 19 日より実施する。  
 平成 16 年 4 月 17 日より実施する。  
 平成 18 年 4 月 15 日より実施する。  
 平成 21 年 1 月 18 日より実施する。  
 令和 6 年 1 月 25 日より実施する。